

指導要録の役割と取扱いについて

和洋女子大学特任教授 しばない やすし 柴内 靖



県内のある中学校では、3月初旬から通知票と指導要録の作成に取り掛かった。各教科担任が学習成績等の入力を行うとともに、各学級担任は、学級内の生徒の各教科・道徳科・特別活動・総合的な学習の時間の記録、行動の記録など、この1年間の指導に関する記録の作成を進めていた。

3月中旬に、完成した学級から順次、指導要録を学年内で点検を行い、その後、管理職を含めた主任会で最終の点検活動を行っていたところ、数人の生徒の成績や活動記録等がずれていることが判明した。原因は、校務支援システムへの転入生の情報入力時の順番ずれであった。そこで、全学年で校務支援システムと成績等の入力確認を行うこととした。

【関係法令】

学校教育法施行規則第24条

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- ②校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- ③校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育

等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

ワンポイントレッスン

指導要録は、通常、入学した年度初めに、児童生徒や保護者の氏名・住所、入学前の記録や入学等の「学籍に関する記録」を作成する。また、各学年が修了するごとに、各教科等の学習の記録や行動の記録、出席状況、総合所見など「指導に関する記録」を作成する。児童生徒の重要な情報を含んでいるので、扱いには慎重さが求められる。そこで、指導要録とその取扱いについて確認していきたい。

1 指導要録とは

一般的に、指導要録は、児童生徒の学習及び健康等の状況を記録した書類の原本である。また、学校教育法施行規則28条で規定された、学校が備えなければならない表簿であり、学籍に関する記録（保存期間20年）と指導に関する記録（保存期間5年）で構成されている。

指導要録の様式等は、地方教育行政法第23条により、所管の教育委員会に決定権があり、指導要録の作成権限は校長が有しているので、その職務権限により指定された学級担任等が一般的に作成を行っている。

2 指導要録の役割について

指導要録には、内部的と対外的の二つの役割がある。内部的には、学校内や教職員間で、児童生徒の継続的な指導を行うための資料となる「指導的機能」である。進級する際に、児童生徒の生活の状況や学習の評価、指導上参考となる諸事項等を記載することから、これまでの状況や指導の経過が明確となり、その継続性を維持し、円滑に新年度につながるための重要な役割を持っている。

一般的に小学校から中学校へ進学する場合、中学校入学前に、指導要録の抄本が送付され、小学校の学級担任から中学校の学級担任予定者に対して、引き継ぎが行われている。

また、転学する場合は、指導要録の写しが転学先の学校に送付され、児童生徒の状況や出欠席の状況等を伝えとともに、継続的指導を行うための連絡に活用されている。

一方、対外的とは、児童生徒の在籍時の様々な記録を外部的に向けて明らかにする「証明的機能」である。一般的には、進学、就職する際の原簿としての機能である。

3 本ケースから考えること

指導要録は、一人一人の成長を記録した情報であり、より良い指導を継続していくための重要な資料であることから、その記載には正確さが求められる。

当該学校では、成績等の適切なデータ管理や効率化による業務負担の軽減、手書きによる記載ミスを減らすなどの目的から、校務支援システムを活用しており、そのメリットを生かした対応は、これからの時代に必要である。

また、指導要録の点検を、①学年内、②管理職を含めた主任会というように二重に実施していることは重要な点である。

今回のケースのようなエラーは、どこでも起こり得るものである。今回は、入力時のルールが徹底されていなかったことが主な原

因であった。その後、入力時のルールの確認や、再度、全学年で成績等の入力の確認作業に入ったことは、適切な対応である。

4 指導要録の記載内容と開示について

中学校の指導要録を見てみると、記載内容は、生徒の「氏名」「性別」「生年月日」「住所」、保護者の「氏名」「住所」、「入学・編入学等」などの『学籍に関する記録』と、「各教科の学習の記録」「道徳科の記録」「総合的な学習の時間の記録」「特別活動の記録」「行動の記録」「総合所見及び指導上参考となる諸事項」「出欠の記録」の『指導に関する記録』である。

指導要録の開示については、当初その役割等から非開示の判断であったが、その後、様々な議論を経て、文部科学省が容認する方向となったことから、多くの自治体では、個人情報保護条例に基づく開示の方向となっている。

また、自己の小学校時代の指導要録の開示を求めた訴訟では、小学校児童指導要録の「各教科の学習の記録」の欄の「Ⅲ所見」及び「特別活動の記録」及び「行動及び性格の記録」の記録は、「開示すると、その後の指導に支障をきたし、継続的な教育を困難にする恐れがある」として非開示情報にあたるとしたが、「Ⅰ観点別学習状況」及び「Ⅱ評定」の記録は、非開示情報にあたらないという最高裁の判決が出されている。（最高裁第3小法廷判決平成15年11月11日）

5 おわりに

指導要録は、児童生徒の成長の記録であるとともに、公簿であるので、正確な記載が当然求められる。校務支援システムを活用しても入力是人の手で行うので慎重な作成を心掛けてほしい。

また、所見等では、児童生徒の長所や成長の状況などを取り上げ、その後の指導に生かせるよう適切な表現で記載したい。